

<一般型>

第1条 預金の支払時期等

1. スーパー期日（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合には、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。
2. この預金の満期日は、この預金の全部または一部について預入日の一年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
3. 期日指定定期預金で満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
4. 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

第2条 利息

1. この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率
2. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
3. 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続型>

第3条 自動継続

1. 自動継続スーパー期日（以下「この預金」という。）は、証書記載の最長預入期限に自動的にスーパー期日として継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

第4条 預金の支払時期等

1. この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の一年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記第2項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
2. 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
3. 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により、満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

第5条 利息

1. この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率
2. 継続後の預金の利息についても、第1項と同様の方法で計算します。
3. 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。
4. 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日にお

ける普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

5. 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

6. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。